

## 採用候補者選考委員について（案）

第1 4年制大学設置準備委員会設置要綱第8条の規定に基づき、4年制大学の教員（以下「教員」という。）の選考を行うための委員（以下「選考委員」という。）を置く。

第2 選考委員は、次の事項を担当する。

- (1) 教員の採用候補者を推薦し、採用候補者名簿を作成すること。
- (2) 前号により充足できない教員を採用する必要がある場合に、公募への応募者の中から選考を行い、採用候補者名簿を作成すること。

第3 選考委員は、4年制大学設置準備委員会委員長（以下「委員長」という。）および委員長が4年制大学設置準備委員会委員の中から指名した者とする。

- 2 選考委員の定数は5名程度とする。
- 3 選考委員の任期は、指名された日から平成25年3月31日までとする。
- 4 委員長は選考委員を統括し、採用候補者名簿の調製を行う。

第4 選考委員に関する事務局は大学設置準備室に置く。

第5 以上のほか、選考委員の職務に必要な事項は、市長が別に定める。